

## 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査実施要項

### 1 目的

本県における喫煙率は、平成28年度国民生活基礎調査の結果において22.3%（全国ワースト4位）と全国（19.8%）と比較しても高い状況にある。

喫煙はがんをはじめとする多くの生活習慣病の主要因となることに加え、非喫煙者への受動喫煙にも、肺がんや急性心筋梗塞等多くの健康リスクがあることが証明されており、喫煙・受動喫煙防止対策の推進は県内の喫緊の課題となっている。

健康増進法第25条にも定める受動喫煙対策を推進するため、県内の公共施設等における施設内禁煙等の受動喫煙対策の現状を把握することを目的とした調査を実施する。

### 2 対象施設

- (1) 県・市町村の管理する公共施設
- (2) 県内の学校教育法第1条に定める学校

### 3 禁煙の区分及び定義

区分	定義
敷地内禁煙	敷地内・施設内共に喫煙が不可能である。
施設内禁煙	施設内のみ喫煙が不可能である。 (敷地内及び屋上での喫煙は可能。)
分煙	以下の3つの条件をすべて満たす施設 ・施設内に喫煙室を設置している ・喫煙室内にたばこの煙を屋外へ排出する機器を設置している。(換気扇等) ・喫煙室の出入り口において、喫煙室へ向かう0.2m/s以上の空気の流れを確保している。
不完全分煙	分煙施設の3つの条件をすべて満たしてはいないが、禁煙室の設置等の喫煙対策に取り組んでいる施設。
対策無し	喫煙対策を全く行っていない施設。

### 4 調査の時点及び方法

調査年度の5月1日現在の状況について、対象施設宛てにアンケート調査を実施する。

- (1) 県・市町村の管理する公共施設  
県担当部署・市町村へ調査を依頼する。
- (2) 県内の学校教育法第1条に定める学校  
県担当部署・市町村・各学校管理者へ調査を依頼する。

## 5 公表

調査結果は施設の禁煙状況及び、許可を得た施設については施設名を広報機関及び福島県ホームページにおいて公表する。

## 6 対象施設の考え方

### (1) 県・市町村の管理する公共施設

- ① 県・市町村が所有権を有している施設を対象とする。
- ② 県・市町村が管理する施設を対象とする。
- ③ 人が常駐する施設のみを対象とする。
- ④ 複数の管理者がいる建物の場合、占有部分のみを対象とする。
- ⑤ 公営住宅等、人の居住の用に供する施設は除く。
- ⑥ 公園等、屋内の部分を持たない施設は除く。

## 7 その他

この要項に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は、平成29年7月12日から施行する。